

令和4年4月～

電気事業法令の改正等について

～保安関係～

＜令和4年度 ボイラー・タービン主任技術者会議＞

令和5年2月

関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課

※改正等の詳しい資料については、経済産業省や監督部等のHPをご覧ください。

監督部 東北

検索



保安ネット
（電子申請ポータルサイト）

感電事故多発中！
一瞬の注意をお願いします

経済産業本省HPはこちらをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/>



電気事業法令の改正等について

1. 制定・改正

【法律】

R04.06.15 [電気事業法の改正について](#) → スライド6,7

【政令】

R04.11.25 [電気工事士法施行令の一部を改正する政令が閣議決定されました。](#)

R04.11.25 [「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」](#)

R04.11.25 [電気事業法施行令の一部を改正する政令](#)

【省令】

R04.06.10 [「電気設備に関する技術基準を定める省令」等の一部改正について](#)

R04.07.05 [「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」の制定について](#)

R04.12.01 [「電気事業法施行規則」等の一部改正について掲載しました。](#)

R04.12.14 [水素・アンモニアを燃料として使用する火力発電に関する電気事業法施行規則等の一部改正について](#)

R04.12.14 [高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う電気事業法施行規則等の改正について](#)

R04.12.14 [電気工事士法施行規則の一部を改正する省令等について](#)

電気事業法令の改正等について

1. 制定・改正

【内規等】

R04.06.22 [主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正について](#)

R04.06.24 [発電用風力設備の技術基準の解釈等の改正について](#)

R04.07.29 [主任技術者制度に関するQ&Aの一部改正について](#)

R04.09.20 [**主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部改正について**](#)

R04.09.30 [**「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」のQ&A及び説明動画の掲載について**](#)

電気事業法令の改正等について

2. 周知・公表

- R04.04.01 [「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」](#)
- R04.04.01 [電気設備の技術基準の解釈の一部改正について](#)
- R04.04.01 [電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）の一部改正について](#)
- R04.04.06 [ダム水路主任技術者の免状交付における実務経験年数の算定対象となる業務の明確化について](#)
- R04.04.21 [**三菱電機株式会社の特別高圧以上の変圧器に関する不適切検査について**](#)
- R04.04.28 [水力発電設備における保安管理業務のスマート化技術導入ガイドラインを改定しました](#)
- R04.05.09 [日本製鋼所M&E株式会社のタービン・発電機用ローターシャフト等における不適切行為について](#)
- R04.05.17 [非常用発電設備等の購入者に対する電気事業法に基づく規制の周知について](#)
- R04.06.07 [夏季の電力需要期等における電気設備の保安管理の徹底について](#)
- R04.06.07 [自然災害による再エネ発電設備の事故防止及び安全確保について](#)
- R04.06.07 [夏季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について](#)
- R04.07.04 [ニチコン株式会社の蓄電システムの単独運転に関する注意喚起について](#)

電気事業法令の改正等について

2. 周知・公表

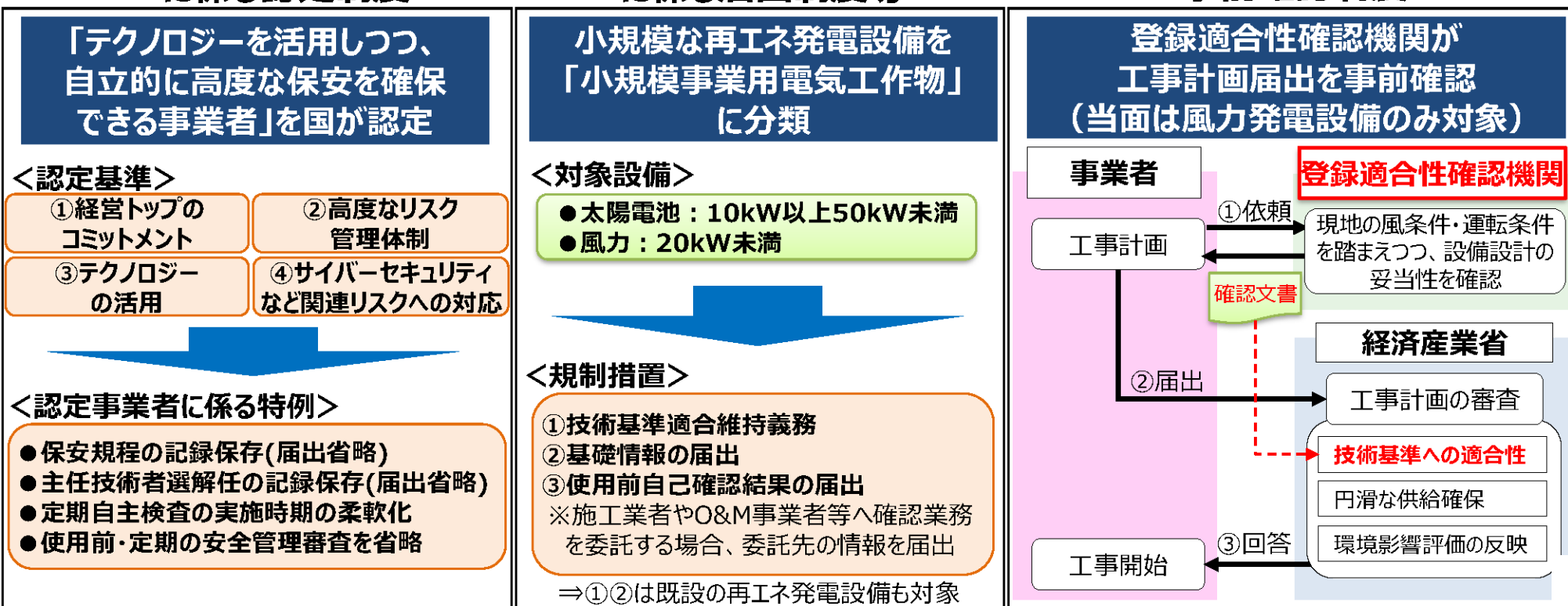
- R04.07.05 [火力発電所における安全確保の徹底について（注意喚起）](#)
- R04.07.01 [保安管理業務講習について](#)
- R04.07.11 [立入検査等の結果（令和3年度 電気事業法関係・電気工事事業法関係）](#)
- R04.08.12 [三菱電機株式会社の特別高圧以上の変圧器における不適切検査について（別途指示）](#)
- R04.09.06 [令和4年度電気保安功労者表彰式について](#)
- R04.09.16 [冬季の電力需要期等における電気設備の保安管理の徹底について](#)
- R04.09.16 [冬季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について](#)
- R05.01.12 [認定電気工事従事者認定証 及び 特種電気工事資格者認定証のプラスチックカード化について](#)
- R05.02.07 [令和4年12月14日公布「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」に基づく登録安全管理審査機関が行う使用前安全管理審査の対象設備拡大について](#)

1. 電気事業法の改正（令和4年6月15日成立）

第27回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会
電力安全小委員会資料（令和4年7月29日開催）

- 第208回通常国会において、令和4年6月15日、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号。高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律の一括改正法案）が成立。
- 本改正により、電気事業法において、①認定高度保安実施設置者に係る認定制度、②小規模事業用電気工作物に係る届出制度等、③登録適合性確認機関による事前確認制度、の3制度が導入。

(1) 認定高度保安実施設置者に係る認定制度 (2) 小規模事業用電気工作物に係る届出制度等 (3) 登録適合性確認機関による事前確認制度



- ①認定高度保安実施設置者に係る認定制度の施行時期は、公布（令和4年6月22日）より1年6月を超えない範囲。同様の制度を導入する他法令（高圧ガス保安法、ガス事業法）との整合性も確保しつつ、認定要件等の整備を進める。
- ②小規模事業用電気工作物に係る届出制度等及び③登録適合性確認機関による事前確認制度は、今秋までに制度設計を具体化し、令和5年3月 20日施行。
- 円滑な制度実施のため、早期の詳細設計と幅広い周知を実施していく。

<施行期日>

①認定高度保安実施設置者に係る認定制度	公布より <u>1年6月</u> を超えない範囲
②小規模事業用電気工作物に係る届出等	} 施行日は「令和5年3月20日」
③登録適合性確認機関による事前確認	

**以下の設備を設置している事業者は、本件に該当する機器かどうかを確認の上、ご対応いただく必要があります。
詳しくは東北支部の「電力保安」のHPをご確認ください。**

製造元 当支部発表日	対象設備	対応が必要な理由	設置する事業者の必要な対応
三菱電機 株式会社 R3.8.17	72/84kV キュービクル形 ガス絶縁開閉装置 (C- GIS)	顧客から要求を受けていた規格に準拠した出荷前試験の一部を省略していたにもかかわらず試験成績書には「良」とする記載を行い、あるいは規格と異なる要領で実施していたことが明らかとなった	保安規程に基づき適切に検査を行い、その際、不具合が確認された場合には、速やかに当課へ報告を行うこと。また、本件について不明な点がある場合には、当課まで相談を行うこと。
株式会社 東光高岳 R3.8.27 R3.9.8	キュービクル形ガス絶縁 開閉装置 (CGIS) ※及び ガス絶縁開閉装置 (GIS)	顧客から要求を受けていた規格に準拠した出荷前試験の一部を、当該規格と異なる要領で試験を実施していたにもかかわらず試験成績書には「良」とする記載を行っていたことが明らかとなった	
三菱電機 株式会社 R3.8.17	パッケージ型非常用発 電設 (ディーゼルエンジ ン)	動作不良により発電ができない不具合が発生	製造元の問い合わせ先へ連絡。
三菱電機 株式会社 R4.4.21 R3.8.27	特別高圧以上の変圧器	顧客から要求を受けていた規格に準拠した出荷前試験の一部を規格と異なる要領で実施し、試験成績書へ不適切な記載を行っていたことなどが明らかとなった	平時の保安管理において同社製の変圧器の状態を特に重点的に確認するとともに、三菱電機株式会社と共同で変圧器の健全性確認に係る点検を実施し、その結果を当課へ報告いただきたい。報告の方法については、別途指示する。

電気事故が発生した場合は、電気関係報告規則第3条に基づき、**24時間以内**に管轄の保安監督部または経済産業省に事故の概要等を通知し、同報告規則第3条の表に掲げる事故に該当する場合は、**30日以内**にその報告書(詳報)を作成して提出することになっております。このサイトは、30日以内に提出する事故報告(詳報)の作成を支援するためのシステムになります。管轄の保安監督部等には本システムで作成した印刷物(PDFファイルを印刷したもの)および電子データ(XML形式の電子ファイル)の提出をお願いします。

詳報作成支援システム

事故詳報作成

「電気事業法第38条第3項各号に掲げる事業を営む者」又は「自家用電気工作物を設置する者」であって、電気報告関係規則第三条各号に掲げる事故報告(詳報)を作成・修正をする方は上記「事故詳報作成」ボタンをクリックしてください。
(従前の詳報(11号「波及事故」等)を作成する方は、上記の「事故詳報作成」ボタンを押してください。)

小出力発電設備事故報告書作成

「10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備」又は「20kW未満の風力発電設備」の所有者・占有者であって、電気報告関係規則第三条の二各号に掲げる小出力発電設備の事故報告(詳報)を作成・修正をする方は上記「小出力発電設備事故報告書作成」ボタンをクリックしてください。
(2021年4月1日より小出力発電設備で例えば下図に掲げる内容の事故が発生した場合、事故報告が対象になりました。詳細はこちらをご覧ください。)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/jikoboukoku.html



独立行政法人製品評価技術基盤機構

Copyright © National Institute of Technology and Evaluation. All rights reserved.

【詳報作成支援システム】

○事故詳報作成

「電気事業法第38条第3項各号に掲げる事業を営む者」又は「自家用電気工作物を設置する者」であって、電気報告関係規則第三条各号に掲げる事故報告(詳報)を作成・修正をする方

○小出力発電設備事故報告書作成

「10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備」又は「20kW未満の風力発電設備」の所有者・占有者であって、電気報告関係規則第三条の二各号に掲げる小出力発電設備の事故報告(詳報)を作成・修正をする方

事故速報等の連絡先；東北支部電力安全課電気保安業務 bzl-thk-denan@meti.go.jp
電話；休日・夜間（第一優先）080-5471-7209、（第二順位）080-5471-7214
日中；022-221-4947、FAX；022-224-4370（FAX送信後には電話するようにお願いします。）

連絡先を十分にご確認下さい。（上記連絡先は、東北支部管内に限られます。）

ご連絡は、出来るだけメール送信（アドレス変更したのでご注意ください）をお願い致します。

※改正等の詳しい資料については、監督部等のHPをご覧ください。

ここをクリック

監督部 東北 で検索「電気保安」のページ

TOP 電気保安 産業保安 鉱山保安

コンテンツメニュー

電気保安

○ 関東東北産業保安監督部東北支部 電力安全課

○ 組織
○ 各種
○ 防犯
○ お知らせ
○ リンク
○ 申請

保
感
一層の

TEL
・
メール

当面の間、テレワークを実施しています。
問合せは会社名、氏名、電話番号を記載のうえ、できるだけメールにて
お願いします。
【お願い】下記「アットマーク」を「@」に変更してください。

令和5年1月からメールアドレスが変更になりました。
[詳しくはこちら](#)

電気事故に関すること bzl-thk-denanアットマークmeti.go.jp 022-221-4947
自家用電気工作物（需要設備）に関すること bzl-thk-denan-jikayouアットマークmeti.go.jp 022-221-4952
水力発電所に関すること bzl-thk-denan-suiryokuアットマークmeti.go.jp 022-221-4947
火力発電所に関すること bzl-thk-denan-karyokuアットマークmeti.go.jp 022-221-4948
風力・太陽電池発電所に関すること bzl-thk-denan-newenergyアットマークmeti.go.jp 022-221-4948
電気主任技術者免状、電気工事士、電気工事業、PCB電気工作物、認定 校、養成施設に関すること bzl-thk-denan-gyoumuアットマークmeti.go.jp 022-221-4951
その他 bzl-thk-denan-soudanアットマークmeti.go.jp 022-221-4947

FAX 022-224-4370

令和2年12月10日から東北
支部でも保安ネットによる電子
申請の受付を開始しました。

- ・主任技術者選任又は解任届出
- ・主任技術者兼任承認申請
- ・主任技術者選任許可申請
- ・外部委託承認申請
- ・保安規程（変更）届出
- ・発電所出力変更
- ・発電所廃止報告
- ・事業場全廃に伴う報告書
- ・ばい煙発生施設の廃止報告書

メールでのお問合せは、HP電力安全
のページに記載されております担当の
係あてに送信して下さい。

※電気事業法令等については、経済産業省のHPでご覧頂けます。

HPアドレス ; https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/law3.html

[ホーム](#) [経済産業省について](#) [お知らせ](#) [政策について](#) [統計](#) [申請・お問合せ](#) [English](#)

[政策について](#) ▶ [政策一覧](#) ▶ [安全・安心](#) ▶ [産業保安](#)

法令

▶ [電気](#)

▶ [鉱山](#)

▶ [火薬類](#)

▶ [都市ガス](#)

▶ [LPガス](#)

▶ [高压ガス](#)

▶ [熱供給](#)

▶ [災害対策](#)

○ [法令](#)

○ [審議会等](#)

○ [パブリックコメント](#)

○ [情報公開](#)

○ [申告について](#)

○ [資格・試験](#)

○ [リンク集](#)

○ [産業保安監督部](#)

法令

[TOPページ](#) > [法令](#) > [電気](#) > [電気事業法等](#)

電気事業法等

▶ [電気事業法](#)

▶ [電気事業法施行令](#)

▶ [電気事業法施行規則](#)

▶ [電気事業法施行規則の改正及び「電気事業法施行規則第96条から第102条までの解釈運用にあたっての考え方（内規）」の制定について](#)

▶ [発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令](#)

▶ [発電用水力設備に関する技術基準を定める省令](#)

▶ [発電用火力設備に関する技術基準を定める省令](#)

▶ [発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令](#)

▶ [発電用風力設備に関する技術基準を定める省令](#)

▶ [電気設備に関する技術基準を定める省令](#)

▶ [電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令](#)

▶ [電気事業法第四十五条第二項に規定する指定試験機関を定める省令](#)

▶ [発電水力流量測定規則](#)

▶ [電気関係報告規則](#)

▶ [電気事業法関係手数料規則](#)

▶ [告示等](#)

告示等については、ここをクリック